

道の駅さんない自家用電気工作物保安管理業務委託 特記仕様書

1 電気工作物所在地

秋田県横手市山内土渕字小目倉沢34 道の駅さんない

2 目的

電気事業法の規定に基づき、自家用電気工作物における各種届出、保安管理業務を行うものである。

3 自家用電気工作物（需要設備）の概要

- ・需要設備 28kVA 電圧 200/100V
- ・非常用予備発電装置の容量 30kVA 電圧210V ディーゼル機関

4 委託業務内容

（1）定期的に行う点検は別表「巡視、点検、測定及び試験の基準」により、次のとおりとし、巡視点検、測定及び試験検査の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導・助言を行うこと。

- ・月次点検：需要設備 2月毎に1回
- ・年次点検：1年1回
- ・臨時点検：事故発生時等、必要に応じ実施

（2）自家用電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故発生原因を究明し、再発防止の対策措置を指導・助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きを行うこと。

（3）電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会を行うこと。

（4）その他保安管理上、必要な業務を行うものとする。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 その他

本特記仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務委託仕様書」による。

別表第2 維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設備	点検項目	定期点検			臨時点検	
		月次点検	年次点検			
		1回/1か月	1回/1年	1回/1年		
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験		○		
		継電器の動作特性試験			○	
		開閉器と継電器の連動試験		○		
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○			
受電設備	断路器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験			◎	
		継電器の動作特性試験			○	
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			◎	
		外観点検	○	○		
	変圧器	絶縁抵抗測定		○		
		絶縁油の酸価度試験			○	
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験			○	
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	避雷器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	母線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	その他の高圧機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○		
		電圧、電流の測定	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		計器校正試験			○	
		シーケンス試験			◎	
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○		
		許容誤差試験		○		

設備		点検項目	定期点検			臨時点検	
			月次点検	年次点検			
			1回/1か月	1回/1年	1回/1年		
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○			
		接地抵抗測定		○			
		漏えい電流測定	○				
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○			
配電設備	電線路	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
負荷設備	機器	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
	配線、制御配線	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
	開閉器	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
	遮断器	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○			
		始動・停止試験	○	○			
		継電器の動作試験		○			
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			
		電圧、周波数(回転数)の測定	○				
		継電器の動作試験			◎		
		インターロック試験		○			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○			
		電圧測定	○				
		比重測定		○			
		液温測定		○			
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○			
		絶縁抵抗測定		○			

- 注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
◎印は、受注者が引き続き前年と同一の者である場合は省略することがある。
- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
- (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
- (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
- (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はP C B油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- (5) 次の設備以外の繼電器の動作試験及び開閉器と繼電器の連動試験にあっては、その一部又は全部を省略することがある。
- a 引込設備の区分開閉器
- b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
- c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
- 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を受注者が設置し用いる場合、その監視により当該点検に替えることがある。
- (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、受注者が引き続き前年と同一の者である場合は機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に替えることがある。
- (3) 引込設備の繼電器の動作試験及び開閉器と繼電器の連動試験は、受注者が引き続き前年と同一の者である場合は機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「繼電器単体試験」に替えることがある。
- 5 岩手県立中央病院ドクターヘリヘリポートについては、月次点検の周期を2か月に1回とする。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。